

号外第6（令和7年3月31日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

**[規則]**

△	横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【建築局情報相談課】	3
△	横浜市庁舎駐車場条例施行規則の一部を改正する規則【市民局地域施設課】	4
△	横浜市消防等立入検査証規則の一部を改正する規則【消防局人事課】	5
△	横浜市最高データ統括責任者等設置規則の一部を改正する規則【政策経営局データ経営課】	6
△	横浜市災害対策従事職員被服貸与規則の一部を改正する規則【総務局危機管理課】	7
△	横浜市事務分掌規則等の一部を改正する規則【総務局人事課】	8
△	横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則【総務局労務課】	20
△	横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則【総務局労務課】	21
△	同	22
	【総務局労務課】	
△	横浜市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則及び横浜市臨時的任用職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則【総務局労務課】	23
△	横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則【経済局企業投資促進課】	24
△	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則【こども青少年局こども家庭課】	25
△	横浜市水道法施行細則の一部を改正する規則【医療局生活衛生課】	26
△	浄化槽法施行細則の一部を改正する規則【資源循環局事業系廃棄物対策課】	28
△	横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【建築局住宅政策課】	32
△	横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則及び横浜市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則【建築局情報相談課】	36
△	横浜市風致地区条例施行規則の一部を改正する規則【建築局建築企画課】	39
△	横浜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則【建築局建築企画課】	40
△	横浜市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則【建築局建築企画課】	45
△	横浜市消防局組織規則の一部を改正する規則【消防局企画課】	47

**[告示]**

△	会計事務の一部の審査出納員等への委任の一部改正【会計室会計管理課】	48
△	会計事務の一部の現金出納員等及び現金分任出納員等への委任の一部改正【会計室会計管理課】	52

**[達]**

△	横浜市係設置規程等の一部改正【総務局人事課】	74
△	横浜市定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正【総務局労務課】	78
△	横浜市情報セキュリティ管理規程の一部改正【デジタル統括本部企画調整課】	111

横 浜 市 事 務 分 掌 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 7 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 38 号

横 浜 市 事 務 分 掌 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

( 横 浜 市 事 務 分 掌 規 則 の 一 部 改 正 )

第 1 条 横 浜 市 事 務 分 掌 規 則 ( 昭 和 27 年 10 月 横 浜 市 規 則 第 68 号 ) の  
一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 1 条 の 2 第 1 項 の 表 中

「

脱 炭 素 計 画 推 進 課 、 脱  
炭 素 ラ イ フ ス タ イ ル 推  
進 課 、 カ ー ボ ン ニ ュ ー  
ト ラ ル 事 業 推 進 課 、 S  
D G s 未 来 都 市 推 進 課

」

を

「

脱 炭 素 マ ネ ジ メ ン ト 課  
、 脱 炭 素 ラ イ フ ス タ イ  
ル 推 進 課 、 循 環 型 社 会  
推 進 課

」

に、

「

広 報 課 、 広 報 戦 略 ・ プ  
ロ モ ー シ ョ ン 課 、 報 道  
課

」

を

「

広 報 ・ プ ロ モ ー シ ョ ン  
戦 略 課 、 報 道 課

」

に、

「

総 務 課 、 管 理 課 、 法 制  
課 、 集 約 事 務 審 査 課 、  
物 品 事 務 集 約 課

第2条 横浜市契約事務委任規則（平成11年4月横浜市規則第37号）の一部を次のように改正する。

別表総務局の項中「物品事務集約課」を「庶務デスク運営課」に改める。

（横浜市福祉保健センター長委任規則の一部改正）

第3条 横浜市福祉保健センター長委任規則（平成13年12月横浜市規則第111号）の一部を次のように改正する。

第9項第1号中「第10条第2項を除く。」（同令第3条から第12条まで（第10条第2項を除く。））」を「第4条、第8条及び第10条を除く。」（同令第3条から第7条まで（第4条を除く。））、第11条及び第12条」に改め、「関すること」の次に「（鶴見区、港南区、港北区、戸塚区、泉区及び瀬谷区の福祉保健センター長を除く。）」を加える。

第11項第1号中「第12条まで」の次に「（第4条を除く。）」を加え、「第6条まで（同令）」を「第6条まで（）」に改め、「第3条の4」の次に「、第4条」を、「関すること」の次に「（鶴見区、港南区、港北区、戸塚区、泉区及び瀬谷区の福祉保健センター長を除く。）」を加える。

（横浜市土木事務所長委任規則の一部改正）

第4条 横浜市土木事務所長委任規則（昭和43年9月横浜市規則第79号）の一部を次のように改正する。

第26号中「に基づく」を「等に基づく」に、「（開発面積）」を「、住宅地造成事業、宅地造成工事、宅地造成等工事及び開発事業（開発区域等の面積）」に改める。

（横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年3月横浜市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第90条の6第4項中「脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素社会移行推進部脱炭素計画推進課」を「脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素社会移行推進部脱炭素マネジメント課」に改める。

（横浜市河川の管理に関する規則の一部改正）

第6条 横浜市河川の管理に関する規則（昭和42年3月横浜市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「下水道河川局河川部河川管理課」を「下水道河川局河川部河川流域管理課」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の横浜市事

務分掌規則の規定による次表の左欄に掲げる局、部若しくは課の部長、課長若しくは担当係長に補せられ、又はこれらの課に勤務を命ぜられている者は、別段の辞令が発せられない限り、この規則の施行の日において、それぞれ同条の規定による改正後の横浜市事務分掌規則の規定による同表の右欄に掲げる局、部若しくは課の部長、課長若しくは担当係長に補せられ、又はこれらの課に勤務を命ぜられたものとする。

局	部等	課	局	部等	課
脱炭素・GREEN × EXPO 推進局	脱炭素社会移行推進部	脱炭素計画推進課  カーボニュートラル事業推進課	脱炭素・GREEN × EXPO 推進局	脱炭素社会移行推進部	脱炭素マネジメント課  循環型社会推進課
政策経営局	シティプロモーション推進室	広報戦略・プロモーション課	政策経営局	シティプロモーション推進室	広報・プロモーション戦略課
にぎわいスポーツ文化局	観光MIC振興部	観光振興・DMO地域連携課	にぎわいスポーツ文化局	観光MIC振興部	観光MIC振興課
健康福祉局	総務部	総務課 職員課 企画課 相談調整課 監査課 環境施設課	健康福祉局	企画部	総務課 職員課 企画課 相談調整課 監査課 環境施設課
下水道河川局	河川部	河川企画課 河川管理課 河川事業課	下水道河川局	河川部	河川流域調整課 河川流域管理課 河川流域整備課

都市整備 局	都市交通 部	都市交通 課	都市整備 局	交通政策 部	交通企画 課
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

- 3 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

横浜市長 山中竹春

**横浜市規則第47号**

**横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年3月横浜市規則第17号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第8章の2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減（第88条の2—第88条の9）」

を  
「第8章の2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減（第88条の2—第88条の9）

第8章の3 住宅のエネルギー消費性能に係る評価及び説明等  
第1節 住宅のエネルギー消費性能に係る評価及び説明（第88条の10—第88条の14）

第2節 建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進（第88条の15）」

に改める。

第88条の2中「第18条第3号」を「第20条第3号」に改める。

第8章の2の次に次の1章を加える。

第8章の3 住宅のエネルギー消費性能に係る評価及び説明等

第1節 住宅のエネルギー消費性能に係る評価及び説明（規則指定基準への適合性についての評価及び説明）

第88条の10 条例第141条の14第1項の規定による規則指定基準への適合性についての評価及び説明は、当該評価及び説明に係る住宅（同項に規定する住宅をいう。以下この節において同じ。）の工事の着手前に行わなければならない。

2 条例第141条の14第1項に規定する規則で定めるものは、建築物エネルギー消費性能誘導基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この節において「省令」という。）第10条第2号及び第3号に定める基準をいう。次条第2項において同じ。）とする。

3 条例第141条の14第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第141条の14第1項の規定による説明の年月日

(2) 説明の相手方の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者

の氏名)

- (3) 住宅の所在地
- (4) 住宅が規則指定基準に適合するかどうかの別
- (5) 住宅が規則指定基準に適合していない場合にあっては、当該住宅のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置
- (6) 住宅の建築に係る設計を行った建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
- (7) 前号の建築士の属する建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

(規則指定上位基準への適合性についての評価及び説明)

第88条の11 前条第1項の規定は、条例第141条の14第2項の規定による規則指定上位基準への適合性についての評価及び説明について準用する。

2 条例第141条の14第2項に規定する規則指定基準を上回る基準であって規則で定めるものは、建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、当該基準における外皮平均熱貫流率(省令第1条第2号イ(1)に規定する外皮平均熱貫流率をいう。第88条の14第2項第3号において同じ。)が0.46以下であることとする。

3 条例第141条の14第2項に規定する住宅のエネルギー消費性能の向上に資する事項として規則で定めるものは、気密性の確保に関する事項で市長が定めるものとする。

4 前条第3項の規定は、条例第141条の14第2項の規則で定める事項について準用する。この場合において、前条第3項第1号中「第141条の14第1項」とあるのは「第141条の14第2項」と、同項第4号及び第5号中「規則指定基準」とあるのは「規則指定上位基準」と読み替えるものとする。

(評価及び説明を要しない旨の意思を表示した書面)

第88条の12 条例第141条の14第4項の意思の表明(以下この条及び第88条の14第2項第2号において「意思の表明」という。)において建築士に提出する書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意思の表明の年月日
- (2) 意思の表明を行った建築主の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
- (3) 条例第141条の14第1項及び第2項の規定による評価及び説明を要しない住宅の所在地
- (4) 建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

(説明等に係る書面の保存期間)

第 88 条 の 13 条 例 第 141 条 の 14 第 5 項 の 規 則 で 定 め る 日 は、 次 の 各 号 に 掲 げ る 文 書 の 区 分 に 応 じ、 当 該 各 号 に 定 め る 日 か ら 起 算 し て 15 年 を 経 過 し た 日 と す る。

(1) 条 例 第 141 条 の 14 第 1 項 及 び 第 2 項 の 規 定 に よ る 説 明 に お い て 交 付 し た 書 面 の 写 し 当 該 写 し を 作 成 し た 日

(2) 条 例 第 141 条 の 14 第 4 項 の 規 定 に よ り 受 領 し た 書 面 当 該 書 面 を 受 領 し た 日

( 住 宅 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 に 係 る 説 明 結 果 報 告 書 )

第 88 条 の 14 条 例 第 141 条 の 15 第 1 項 に 規 定 す る 規 則 で 定 め る も の は、 市 内 に お い て 1 年 間 に 建 築 す る 住 宅 の 棟 数 が 5 以 上 で あ っ て、 当 該 住 宅 の 延 べ 面 積 の 合 計 が 15,000 平 方 メ ー ト ル 以 上 の 建 築 士 事 務 所 の 開 設 者 と す る。

2 条 例 第 141 条 の 15 第 1 項 に 規 定 す る 規 則 で 定 め る 事 項 は、 次 の と お り と す る。

(1) 条 例 第 141 条 の 14 第 1 項 及 び 第 2 項 の 規 定 に よ り 行 う 説 明 ( 第 4 項 に お い て 「 説 明 」 と い う。 ) の 内 容

(2) 意 思 の 表 明 の 有 無

(3) 住 宅 の 外 皮 平 均 熱 貫 流 率

(4) 住 宅 の 一 次 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 ( 省 令 第 4 条 第 1 項 の 式 に よ り 算 出 し た 数 値 を 省 令 第 5 条 第 1 項 の 式 に よ り 算 出 し た 数 値 で 除 し た 数 値 を い う。 )

3 条 例 第 141 条 の 15 第 1 項 の 規 則 で 定 め る 日 は、 市 長 が 指 定 す る 日 と す る。

4 条 例 第 141 条 の 15 第 1 項 の 規 定 に よ る 提 出 は、 年 度 ご と に、 当 該 年 度 の 前 年 度 に 行 っ た 説 明 の 結 果 に 係 る 報 告 書 を 提 出 す る こ と に よ り 行 う も の と す る。

第 2 節 建 築 物 へ の 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 利 用 設 備 の 設 置 の 促 進

( 住 宅 へ の 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 利 用 設 備 の 設 置 に 係 る 説 明 結 果 報 告 書 )

第 88 条 の 15 条 例 第 141 条 の 19 第 1 項 に 規 定 す る 規 則 で 定 め る 事 項 は、 建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 等 に 関 す る 法 律 第 63 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 説 明 の 内 容 と す る。

2 前 条 第 3 項 の 規 定 は、 条 例 第 141 条 の 19 第 1 項 の 規 則 で 定 め る 日 に つ い て 準 用 す る。

3 前 条 第 4 項 の 規 定 は、 条 例 第 141 条 の 19 第 1 項 の 規 定 に よ る 提 出 に つ い て 準 用 す る。

第 90 条 の 2 第 1 項 中 「 第 18 条 第 3 号 」 を 「 第 20 条 第 3 号 」 に 改 め る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。